

不動産の鑑定評価に関する法律

実務修習業務の休廃止の許可

1. 案内情報

- ① 手続名 : 実務修習業務の休廃止の許可
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の10
- ③ 手続対象者 : 実務修習機関
- ④ 提出時期 : 実務修習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする前まで
- ⑤ 提出方法 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第14条各号に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし。
- ⑦ 添付書類・部数 : 添付書類はなし
部数については1部
- ⑧ 申請書様式 : 実務修習業務休廃止届出書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省土地・建設産業局企画課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省土地・建設産業局企画課
- ② 受付時間 : 執務時間内をお願いします。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第14条
- ② 標準処理期間 : (特に定めなし)
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

日 付

国土交通大臣 殿

申請者名
代表者名（法人の場合に限る）

実務修習業務の休廃止許可申請書

不動産の鑑定評価に関する法律第14条の10の規定に基づき、実務修習業務の全部・一部を下記のとおり廃止・休止したいので申請します。

記

1. 休止又は廃止しようとする :
実務修習業務の範囲
2. 休止又は廃止しようとする :
年 月 日
3. 休 止 期 間 : 自 年 月 日
至 年 月 日
4. 休 止 又 は 廃 止 の 理 由 :